

天理市ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告について天理市有料広告掲載に関する基本要綱及び天理市有料広告掲載に関する基準に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲)

第2条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、市の公式ホームページという性格上、地域性・公共性の高いものであり、市民に不利益を与えないものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告の1枠の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) バナー画像のサイズは、横150ピクセル、縦60ピクセルとし、データ容量は4KB以下とする。
 - (2) バナー広告の形式は、GIF（アニメーションは可、透過GIFは不可）、JPEG又はPNGのいずれかとする。
- 2 広告画像は、次に掲げる表現を含んではならない。
- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を示すボタンを模した表現
 - (2) アラートマークを模した表現
 - (3) ラジオボタンを模した表現
 - (4) テキストボックスを模した表現
 - (5) プルダウンメニューを模した表現
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる、又はそのおそれがある表現
- 3 広告画像にGIFアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないよう、次のとおりとしなければならない。
- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続しないこと。
 - (2) 画面の大部分の領域が切替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とすること。
 - (3) 画面が点滅するものは、1秒間に2回以上の点滅をさせないものとする。
- 4 広告は、文字色と背景色のコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取りするなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
- 5 広告の文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。
- 6 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が市の事業であると錯覚するおそれのある表現を使用してはならない。

7 広告を掲載するページ、位置及び枠数は、別にこれを定める。

(掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は、1枠あたり次の各号のとおりとする。

- (1) 広告主が市内の場合は、月額 5,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
ただし、6箇月一括申込みの場合は 27,000 円（消費税及び地方消費税を含む）、12箇月一括申込みの場合は 48,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- (2) 広告主が市外の場合は、月額 7,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
ただし、6箇月一括申込みの場合は 39,000 円（消費税及び地方消費税を含む）、12箇月一括申込みの場合は 72,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1箇月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、別途市長が定める。この場合において、広告主が望むときは、市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(掲載申込み)

第6条 広告主は、天理市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に、記録媒体によるバナー画像データ及び事業の証明書類の写しを添えて、郵送、FAX、電子メール又は担当課窓口で申し込むものとする。この場合において、市は、必要に応じて、広告主に関する資料の添付を求めることができる。

(掲載決定等)

第7条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、天理市ホームページ広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により広告主へ通知する。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、掲載の決定後、市が発行する納付書により、掲載開始月の前月20日までに、一括前納するものとする。

(広告の内容等の変更)

第9条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容(以下「広告の内容等」という。)が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又は天理市有料広告掲載に関する基本要綱、天理市有料広告掲載に関する基準及びこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿（データ）が提出されないとき。
- (3) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (4) その他市のホームページへの広告掲載が適切でないと審査会が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第11条 前条の規定により、取消しをしたときは、広告掲載料は返還しない。

(広告掲載期間内の障害の発生等)

第12条 市の都合により市ホームページを閉鎖した場合又は広告主の責めに帰さない理由により市が広告を掲載できなかつたときは、閉鎖時間24時間を1日として、閉鎖日数に応じて、日割りにより広告の掲載料を返還する。ただし、広告主が広告の掲載料の減額に代えて、閉鎖日数に応じた日数の掲載延長を希望した場合であつて、当該広告主に係る掲載期間の満了後に当該延長後の広告掲載を行う枠があるときは、掲載期間を延長することができる。

(広告主の責任等)

第13条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被つたという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告主の届出義務)

第14条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、天理市ホームページ広告掲載内容変更届（様式第3号）により速やかに市長に届けなければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (3) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、天理市ホームページ広告掲載申込書及び添付書類の記載内容に変更があつたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。